

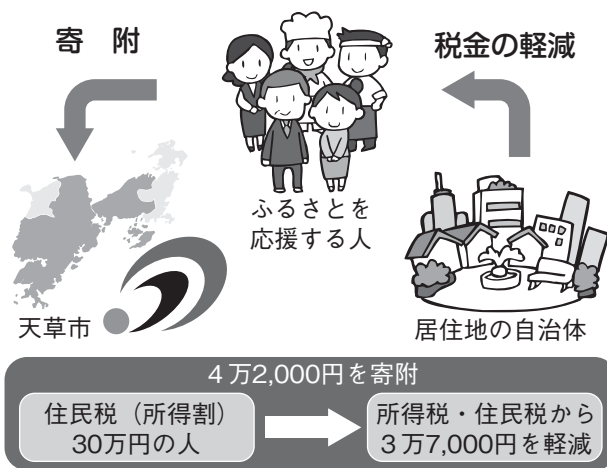
# 「ふるさと応援寄附金」募集中

「ふるさと納税制度」のスタートを受け、市では『天草市ふるさと応援寄附金』の募集を始めました。

今号では、同制度の内容や寄附を活用する事業などについてお知らせします。

本市出身の皆さんなどへのPRなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。

## ◆ふるさと納税制度のイメージ



## ◆寄附を活用する6つのメニュー

### 1 “天草の宝” 『地域コミュニティづくり』

- 10のまちづくり協議会と51地区振興会への支援・補助。
- ※応援したいまちづくり協議会または地区振興会を指定できます。

### 2 “天草の宝” 『安心して元気に暮らせる環境づくり』

- 高齢者などの体力・健康づくり事業や、安心して子どもを産み育てる環境づくり事業など。

### 3 “天草の宝” 『将来を担う子どもづくり』

- 少人数学級の推進や特別支援学級への補助教員の設置事業、学校図書館の活性化事業など。

### 4 “天草の宝” 『若者が安心して働ける産業づくり』

- 企業誘致促進事業や担い手育成支援事業など。

### 5 “天草の宝” 『拠点づくり』

- 市役所本庁舎の建設事業（平成27年度をめぐりに建設を予定しています）。
- ※寄附された人の氏名を銘版に記し、新庁舎に掲示します。

### 6 市長おまかせコース

- 特に事業の指定がない場合は、市長が必要と認める事業に活用します。

## ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、「ふるさとを応援したい」「ふるさとの発展に貢献したい」と思われる皆さんが、出身地などの地方自治体（都道府県・市区町村）に寄附をした場合に、寄附金の5,000円を超える部分について、居住地

の住民税（所得割）のおおむね1割を限度に、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されるものです（左上イメージ参照）。

なお、法人が寄附をした場合は、法人税を算定される際に、寄附金の全額を損金に算入できます。

## 寄附金の使い道

寄附金の使い道は、左の6つのメニューの中から、寄附をする人に指定していただきます。

## これまでの取組状況

市では、「日本の宝島」天草「づくり」に本市出身の皆さんなどのご協力をいたただくと、『天草市ふるさと応援寄附金』を創設し、6月から募集を始めました。これまでに、同寄附金につ

## 市民の皆さんへお願い

『天草市ふるさと応援寄附金』の取り組みをより多くの人に知ってもらうため、市民の皆さんからも市外にお住まいの親戚や知人の皆さんなどにPRしていただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、寄附をするためには事前に申し込みが必要となります。申込書は、電話などで本庁・財政課へ請求していただくか、市のホームページから取得していただくこととなります。

※詳しいことは、本庁・財政課財政係 ☎11111  
内線1363へ。